

平成18年 2 月定例県議会提案条例の提案理由及び概要

第71号議案

島根県保健所条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示の制定及び廃止に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 引用する厚生労働省告示の題名の改正

改正前	改正後
健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法	診療報酬の算定方法
老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準	
入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準	入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準
老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準	

イ その他規定の整理

(2) 改正を要する条例

ア 島根県保健所条例

イ 島根県立病院使用料及び手数料条例

ウ 島根県立心と体の相談センター条例

3 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行する。

